

必要書類について

【状況】		【提出書類】	【提出期限】
④ 保育の必要性を確認するための書類(2・3号認定の方のみ)			
※鈴鹿市ホームページからもダウンロードができます			
1	就労している方 (A-1、A-2参照)	「就労証明書」 ※育児休業復帰予定の方も提出してください。 ※必要に応じて裏面「保育標準時間認定に係る申立書」を記入してください。	申請書・利用申込書の提出日(1次募集の方は面接日でも可)
2	出産前後の方	母子手帳の表紙(母の氏名が記入されている箇所)及び出産予定日又は出産日が分かるページの写し	
3	病気・けが・障がいを持っている方	「診断書」又は「障害者手帳」等の写し	
4	親族を常に看護又は介護している方	「介護・看護等による教育・保育給付認定等に係る申立書」と「診断書」又は「障害者手帳」等の写し	
5	求職活動中の方 (A-3参照)	「約束書」 ※ 入所後 70 日以内の就職を約束するもの	
6	就学中の方	学校の合格通知又は在学証明書と就学時間の分かる時間割り等の写し	
⑤ 個人番号(マイナンバー)関連書類 (指定の封筒に入れて提出してください)			
「個人番号報告書」に必要事項を記入し、番号と身元の確認のために裏面A欄に「個人番号カード(マイナンバーカード)」の両面の写しを貼付してください。 ※「個人番号カード」をお持ちでない方は、「個人番号通知カード」の写しと「運転免許証」等(①写真②氏名③生年月日又は住所が表示されているもの)の写しを「個人番号報告書」裏面B欄に貼付してください。ただし、「個人番号カード」及び「個人番号通知カード」については、記載されている氏名、住所等が現在の住民票の内容と異なる場合は証明書類として使用できません。「個人番号通知カード」の写しではなく「マイナンバーが記載された住民票の写し」もしくは「マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書」を貼付してください。なお、番号と身元確認書類を貼付せず提示して個人番号報告書を提出する場合は、申請者御本人が子ども育成課窓口へお越しください。			申請書・利用申込書の提出日(1次募集の方は面接日でも可)
⑥ 税額の分かる書類(保育料の算定及び副食費免除の判定に必要な書類)			
⑥個人番号関連書類のマイナンバーにより情報連携を行い税額を確認するため、基本的には税額の分かる書類の提出は不要ですが、場合によっては以下の書類又は手続が必要となります。※必要な方には別途御案内いたします。			
1	令和6年1月1日に鈴鹿市に住民登録がない方	令和6年度「所得課税証明書」又は「非課税証明書」 ※令和6年1月1日に住民登録のあった市町村で発行。	令和6年12月13日(金)
2	令和7年1月1日に鈴鹿市に住民登録がない(予定の方)	令和7年度「所得課税証明書」又は「非課税証明書」 ※令和7年1月1日に住民登録のある(予定の)市町村で発行。(令和7年6月ごろに発行されます。)	令和7年6月20日(金)
※	令和6年及び令和7年1月1日に鈴鹿市に住民登録がある方	基本的には税額の分かる書類の提出は不要です。ただし、鈴鹿市の市民税担当課で情報を確認できない場合は、別途市民税申告をお願いする場合があります。	

※きょうだいで異なる施設へ申込みされる場合は、申込みするお子さんの中で一番年齢が上のお子さんが利用を希望する施設へ提出してください。

※65歳未満の同居の祖父母についても書類(④)を提出してください。保育利用の優先度の調整に使用します。

(A-1) 就労証明書について

- ・ 保育所(園)利用を希望される場合及び認定こども園において保育を希望される場合は、就労している父母等(保護者)の「就労証明書」を提出してください。
この内容により、保育の利用を必要とする事由に該当するかの確認と、保育の必要量の認定を行います。
- ・ 入所後も勤務先、勤務内容に変更がありましたら、その都度提出してください。提出いただいた書類の内容で保育の必要性が確認できない場合は、退所していただくことがあります。
※産後休暇・育児休業復帰の場合は、復職年月日の記入が必要です。

(A-2) 保育標準時間申立書について

- ・ 就労証明書の裏面にある書式です。就労証明書の月当たりの就労時間が120時間未満の方が、送迎に時間がかかる、常態的に残業がある等の理由で保育標準時間認定が必要となるときに就労証明書の裏面に記入してください。
内容が適当であると認められた場合は保育標準時間認定となります。
※ただし「育児休業中」で保育継続が認められている方は短時間認定の御利用となります。

(A-3) 約束書について

- ・ お子さんが入所してから仕事を探して働くという保護者の方は、「約束書」(就労する約束)を提出し、入所後 70 日以内に「就労証明書」の提出を約束することにより保育所(園)・認定こども園の申込みをすることができます。
- ・ 期限までに就労証明書の提出がない場合は退所となります。

